

就学援助費 新入学準備金 入学前支給のご案内

就学援助制度とは？

家庭の経済的な理由によって支援が必要であると認められる児童生徒の保護者へ、学用品費、学校給食費等、就学に必要な費用の一部を支給する制度です。

石巻市では、就学援助要件に該当する小・中学校入学予定のお子様の保護者に対し、**新入学準備金***を入学前に支給します。希望する方は下記のとおり申請ください。

- 支給額：新小1…57,060円
新中1…63,000円
- 支給時期：令和8年2月下旬

● 新入学準備金を受給できる方

- (1) 令和8年2月1日時点で**石巻市に住民登録**があり、お子様が同年4月に石巻市立小・中学校へ入学予定の方（入学前に市外転出予定の方は申請不可）
- (2) 生活保護を受給していない世帯の方
- (3) 下記就学援助の要件に該当する世帯の方



*新入学準備金…小・中学校入学時に必要な学用品を購入するための費用です。



1 就学援助制度を利用できる方

次の(1)、(2)いずれかの要件に該当する世帯であれば、利用可能です。

(1) 一般 「石巻市就学援助費」

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯であり、次のいずれかの要件に該当する場合

該 当 要 件	必 要 添 付 書 類 / 書 類 の 発 行 機 関
①生活保護が過去1年以内に停止又は廃止された。	生活保護の停止又は廃止を証明する書類の写し ／生活保護を受給していた機関
②世帯全員が市民税非課税	世帯全員の非課税証明書等 <small>注1)</small>
③個人事業税・固定資産税が減免されている。	減免決定通知書等の写し ／個人事業税：東部県税事務所（石巻合同庁舎） 固定資産税：資産税課（石巻市役所）
④国民年金保険料が減免されている。	世帯全員の国民年金免除申請承認通知書の写し ／石巻年金事務所
⑤国民健康保険税が減免されている。	世帯全員の国民健康保険税減免承認決定通知書の写し ／保険年金課（石巻市役所）
⑥児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し／子育て支援課（石巻市役所）
⑦社会福祉協議会より生活福祉資金の貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し ※令和6年度又は令和7年度のもの ／石巻市社会福祉協議会
⑧その他（特別な事情により該当する場合もあります。 詳細は事前にご相談ください。）	世帯全員の課税証明書等必要な書類 <small>注1)</small>

※必要添付書類については最新のものを添付してください。

(2) **被災** 「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費」

一般に該当しない世帯であって、東日本大震災により経済的に就学困難な事情が継続しており、

親権者の市町村民税所得割税額の合計が 107,700 円未満であり、かつ次の要件に該当する場合

該 当 要 件	必要添付書類／書類の発行機関
①家屋が損壊（半壊以上） ※一般要件に該当する場合は一般で申請してください。 ※現在被災就学援助認定中の新中学1年生または兄姉が被災就学援助認定中の新小学1年生のみが対象です。	り災証明書の写し ※現在被災認定中の小6は添付不要

注1) 一般②、⑧、被災で申請の場合、基本的に課税証明書等の添付は不要。ただし石巻市外から転入してきた世帯員のみ添付書類が必要。

注2) 生活保護の教育扶助受給世帯には保護費から支給されるため、新入学準備金の申請は不可。

注3) 他市町村から区域外就学で石巻市立小・中学校に入学予定の方は申請不可。住所地の教育委員会へ問合せること。



2 申請手続

「新入学準備金交付申請書兼世帯票」に必要書類と通帳の写しを添え、下記まで提出してください。

● 提出先… 入学予定/在籍中の小学校 : **持参のみ**

石巻市役所4F 教育総務課 : **郵送**または**持参**

(住所: 〒986-8501 穀町14番1号 教育総務課 学事係)

△郵送の場合、配達日数にご注意ください。

● 受付期間… **12月12日(金)～令和8年1月20日(火)必着**

(12/28～1/3及び土日・祝日を除く平日午前8時30分～午後5時)



3 認定および支給方法

教育委員会が新入学準備金支給の要否を判定し、2月中旬、申請者に認定(不認定)通知を送付します。

(新小1=郵送、新中1=在学中の小学校を通じて配付。)

● 支給方法…申請者(保護者)口座に振込み

注1) 申請書類に不備等があり判定できない場合、確認でき次第判定・通知します。(支給時期が遅くなる可能性があります。)

注2) 申請理由「⑧その他」で申請した場合、地区の民生委員・児童委員が調査に伺う場合があります。その場合、判定に時間をいただきます。



必ずお読みください

4 入学後の就学援助費について

- 入学後も就学援助費(学用品費・給食費等)を受給するには、別途「**令和8年度 就学援助費**」の受給申請が必要です。
なお、新入学準備金申請時と世帯状況等が変わった場合、援助を受けられないことがあります。
- 新入学準備金を受給せず、令和8年度就学援助費を申請し4月認定となった場合は、**新入学学用品費として同額を支給します**(5月以降認定の場合は支給対象外)。
- 今回の新入学準備金受給者は、令和8年度就学援助制度の新入学学用品費は支給対象外となります(新入学準備金と新入学学用品費は同額)。



5 注意事項

- (1) 就学援助制度では、住民基本台帳上は世帯分離していても実質的に同居(ひとつ屋根の下で生活)している場合は収入等を同じ世帯としてみなし算定するので、対象者全員の情報が必要です。
- (2) 令和8年2月1日以降に石巻市外へ転出しても新入学準備金の返金は求めませんが、転出先の自治体に、本市で新入学準備金を支給した旨通知します。
- (3) 小・中学校どちらも新1年生の対象者がいる家庭は、それぞれ申請が必要です。



お問合せ先：石巻市教育委員会 教育総務課 学事係

95-11111 (内線5017)

